

違法アップロード、ダウンロードに関する著作権法改正による消費行動の変化について

蛭田大智 (22011282dh@tama.ac.jp)

1. はじめに

現在、インターネット上で海賊版といわれる違法にアップロードされた、漫画、音楽、映像が大きな問題となっている。特に「漫画村」による漫画のタダ読みができるサイトによって漫画家、出版社に多大なる損害を出したとして、令和2年著作権法が改正されるまでの大きな問題とされている。例えば「漫画村」を筆頭に海賊版サイトの存在が影響され、著作権法が改正された。以前にも同じように問題となった音楽の違法ダウンロードができる海賊版サイトが登場した際、このサイトの登場により、著作権法の改正と音楽の月額制のサブスクリプションサービスが登場するといった前例も存在している。著作権法の改正によって様々な海賊版サイトへの対策としてリーチサイトといった違法アップロードをしているサイトへの誘導するサイトに関しても厳しい罰則が与えられるようになった。

本研究の目的は、このような規制から、作品の作者や出版社の損害を少なくしようとしているが、法の施行にはどのような効果があったのか、また改正が影響し市場はどのように変化していったのかを論文や調査データ等から研究していく。

2. 研究方法

現在明らかになっている著作権法によって得られた成果等から分析していく。論文を始めとして、調査データや消費状況調査などといったデータから、著作権法の効果と市場の変化を研究していく。

3. 結果と分析

先行研究の内容について、日本機械学会誌2013年8月のものに掲載されている内容として24・3 違法ダウンロードの刑事罰化(24.法工学, <特集>機械工学年鑑)にて、著作権法の違反に万引きと同様の量刑を科すべきという世論が出ていた。この世論に着目をし、一般の大学生を対象として違法ダウンロード等の行動に対する量刑の意識を調査した。結果としては、違法ダウンロードが万引きと比べ半年短い懲役刑を求める結果となった。有機物の窃取である万引きと比べ、無形物であるため窃取が容易である点により、道徳的ハードルが低いことが理由となっていると明らかにしている。この

ことから、万引きと同程度の量刑が科せられることは市民の意識からすると難しいことが分かる。

次に、漫画の定額配信サービスの可能性という田中辰雄の論文の内容では、田中は「漫画村」には漫画の定額配信サービスの潜在的需要があることに着目をし、アンケートをとり分析を行った。結果として、漫画の定額配信サービスの支払意志額から全ての出版社の作品が読めることを消費者側は重要視していることが分かった。

先行研究を踏まえた音楽・映像・マンガに関する著作権法の改正による効果は、平成24年に改正された音楽・映像の違法ダウンロードの刑事罰化は、海賊版サイトと推定される利用者数の減少、サブスクリプションサービスである「Spotify」の利用者推移等から効果があったといえる結果となった。

漫画に関する改正では、主にリーチサイトの規制、違法ダウンロード刑事罰化されている。改正による効果と証明できるデータを証明することが出来なかったが、Googleによる違法ダウンロード、違法サイトという検索数の推移等から、違法ダウンロードへの関心が年々増加してきており、関連して著作権法の改正による違法化に対する認知度が増加しているのではないかと考察することが出来る。

4. 今後の課題

今回の研究からマンガの改正に関する明確な効果を証明することが出来なかった為今後も論文などを通じて、著作権法改正による効果について研究していく。

参考文献

[ja\(jst.go.jp\)](http://ja.jst.go.jp) 違法ダウンロードに対する量刑判断ー「万引き」との比較からー
松木 祐馬 西川 開 向井 智哉
[漫画の定額配信サービスの可能性\(jst.go.jp\)](http://ja.jst.go.jp)
田中 辰雄